

# 裁判手続等 のIT化について

平成29年10月30日

内閣官房

日本経済再生総合事務局

# 世界銀行“Doing Business”とは何か？

- 「日本再興戦略 -Japan is Back-」（2013年）以降、成長戦略のKPI「2020年までに世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国（OECD加盟35か国）で3位以内を目指す」としてはいるが、日本の順位は年々低下。
- 同ランキング（“Doing Business”）は、世界銀行が毎年発表する、世界190ヶ国を対象とし、事業活動規制に係る10分野を選定し、順位付けしたもの。
- 各分野において、スタンダードケースシナリオ（国内の中小企業が、国内最大の経済規模を持つ都市において、事業活動を行う場合を想定）を設定し、所要日数、必要コスト等の各項目を横並びで比較。

分野	測定される項目の例
法人設立	手続数、時間、コスト、最低資本金
建設許可	手続数、時間、コスト、安全基準
電力事情	手続数、時間、コスト、電力事情
不動産登記	手続数、時間、コスト、登記行政の質
信用供与	権利の強さ、信用情報へのアクセスのし易さ
少数投資家保護	少数株主の権利
納税（社労）	申告・支払時間、税率、税目、還付手続
輸出入	時間、コスト、
契約執行 （裁判所手続）	時間、コスト、司法手続の質
破綻処理	時間、コスト、破産処理の質

手続数、時間、コストを中心に評価

法人設立、建設許可、電力事情、  
不動産登記、納税、輸出入

制度の内容（権利保護度合、透明性等）  
を中心に評価

信用供与、少数投資家保護、契約執行、  
破綻処理

# 世界銀行“Doing Business”における日本のランキング

- 日本はOECD35か国中、電力事情と破たん処理を除いて総じて低い評価。
  - ・契約執行の項目では「裁判手続の質の指標」において「事件管理」、「裁判の自動化」のptが低い。

## 項目別順位（2017年版:カッコ内は2016年版）

項目	OECD順位 (35か国)	世界順位 (190か国)
法人設立	31 (28)	89 (81)
建設許可	23 (25)	60 (58)
電力事情	9 (7)	15 (14)
不動産登記	25 (24)	49 (49)
信用供与	25 (24)	82 (78)
少数投資家保護	22 (16)	53 (51)
納税	29 (32)	70 (71)
輸出入	28 (27)	49 (49)
契約執行 (裁判所手続)	23 (23)	48 (48)
破綻処理	2 (2)	2 (2)

単位：pt

主な項目	現状 スコア
裁判手続の質の指標 (0-18)	7.5
裁判所の構成及び裁判手続 (0-5)	3.0
商事事件専門部の存否、少額裁判(手続の有無、本人訴訟の可否)、裁判前の差押手続の有無、事件の配点、男女による証言価値の違い	
事件管理 (0-6)	1.0
時間的基準(法的基準の有無、3つ以上の基準の定めの有無、基準の遵守)、滞留案件(件数の制限、例外的な場合への制限、制限の遵守)、報告書の存否、裁判前協議手続の有無、裁判官用電子案件管理ツールの有無、弁護士用電子案件管理ツールの有無	
裁判の自動化 (0-4)	1.0
電子的手段による申立て、電子的手段による訴状送達、電子的手段による裁判費用の支払い、判決の公開(全件又は上級裁判所判決の公開)	
裁判外紛争解決手続 (0-3)	2.5
仲裁手続、あっせん・調停(自発的な利用の可否、手続法の有無、金銭的インセンティブ)	

# 経済界からの要望

○裁判手続等の点において明らかに日本の裁判所のIT化が遅れているのではないかと。司法側においても一部法律的にもできることになっているはず。そういう工夫もぜひ進めていただきたい。

○日本の司法手続というのは余りにも書面主義・対面主義に偏っているのではないかと。これだけインターネットが発達している時代に、本当に今までどおりの書面主義・対面主義でいいのか。

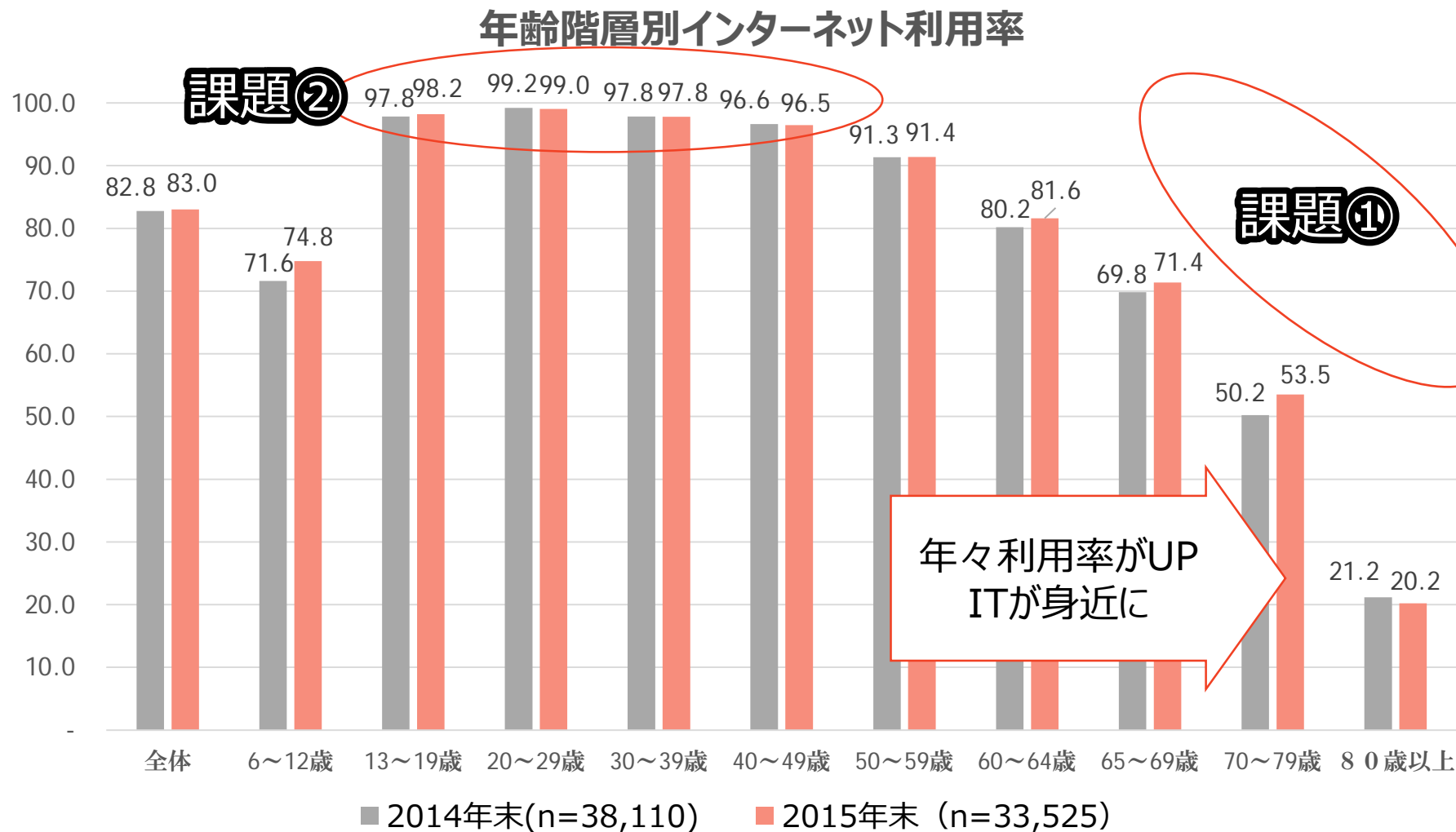
○例えば、書類の提出に当たっては、実際に行かないといけないものがオンラインで済むような案件もあるのではないかと。諸外国を見ると、IT化がかなり進んでおり、海外との比較ということで検討していただきたい。国民あるいは事業者の利用勝手が良いような制度あるいは手続にしていただきたい。

○裁判所の手続についても、ICTの技術がいろいろ発展している状況下で、本当に対面が必要なのか、書面が必要なのかということについて、改めて本当に必要性について分析をして、改善すべきは改善すべき。特に海外で進んでいる事例とか研究・共有し、少しでも効率化について進めていただきたい。

○事業にかかる紛争が生じた場合に、それが迅速かつ効率的に解決されるという事は、我が国の事業関係にとって当然非常に重要な問題。紛争解決のためのインフラとしての意識に、日米の裁判所で大分差があるのではないかと。我が国の事業環境改善のために、裁判所も海外の裁判所のあり方を研究し、利用者目線で改革に取り組んでいただきたい。この場合、技術の発展・進展と、民のITリテラシー、これも並行して考えていくべき。

# 我が国におけるIT化の現状について

- 【課題①】I Tになじみのない世代、【課題②】書面よりもI Tになじみがある世代



(出典) 総務省「通信利用動向調査」H28年度

- 契約や行政手続をオンラインで行うための環境整備や利便性の向上がさらに進みつつある。

### 1. 電子契約

- ✓ 民事訴訟で文書に証拠力を持たせるには、「**真正な成立**」（本人の意思に基づき作成されたこと）の証明が必要。
- ✓ **電子署名法**（H13年施行）により、電子文書については、本人による**電子署名**※が行われていれば**真正に成立したものと推定**することになった。 ※一定の条件を満たす必要。本人が行った電子署名かどうかは電子証明書を用いて証明。

### 2. 行政手続等のオンライン化

- ✓ 電子政府・電子自治体を推進するため、**行政手続オンライン化関係3法**が公布された（H14年）。
  - **行政手続オンライン化法、整備法**（H15年施行）：法令上書面等によることとされている申請・届出等の行政手続をオンラインでも可能とすることとした。
  - **公的個人認証法**（H16年施行）：手続のオンライン化に資するため、市町村の窓口で**個人認証サービス**を提供できるようにした（電子証明書を発行）。
- ✓ 法令による民間の書面保存義務付について、負担軽減のため**電子保存**を認める、**e-文書法**が施行された（H17年）
- ✓ **行政手続等のオンライン化原則等**を規定した**官民データ活用推進基本法**が施行された（H28年12月）。
  - **行政手続等の棚卸し**を実施し、その結果を踏まえ**オンライン化原則**に向けた**業務の見直し(BPR)**や**システム改革**を推進（『世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（H29年5月30日閣議決定）』）

### 3. 公的個人認証

- ✓ **マイナンバーカードの交付**を開始（H28年）し、搭載される**公的個人認証サービス（電子証明書）**をオンライン申請等の本人確認に利用できるようになった。以降、認証機能の利便性向上の取組が進められている。
  - H28年秋～ **マイナンバーカードの読取りに対応したスマートフォン機種数を拡大中**
    - **スマートフォンSIM等への電子証明書の搭載**について、H31年中の実用化に向け検討中

### 4. 電子委任状

- ✓ H29年6月 **電子委任状法**を公布。
  - 法人の代表者等が、使用人等に代理権を与えた旨を表示する**「電子委任状」**に係る制度を今後具体化

- 民間における契約についても、①契約締結の迅速化、②コスト削減、③管理機能の強化といったメリットから、電子契約が広がりつつある。

### 電子契約のメリット

- **契約締結の迅速化**…印刷から製本・送付・回収までの作業が不要。郵送トラブルも回避。
- **コスト削減** …印紙税、印刷・製本等の事務費、保管コストを削減。
- **管理機能の強化**…契約書面の整理・保管などをより効率化（クラウド上で一元管理 等）。

### 電子契約の利用数は 拡大中

**例：弁護士ドットコム株式会社** 2015年より、契約締結から契約書管理を担うクラウドサービス「クラウドサイン」を提供。

✓ 累計契約締結件数 **80,000件** 導入企業数 **10,000社**

(参考) 弁護士ドットコムプレスリリース

### <電子契約の導入事例>

#### 三井住友銀行（金銭消費貸借契約）

- 融資契約について、取引印の押印の代替として電子署名・電子証明書を活用し、融資の契約手続きをインターネット上で行えるようにするサービスを提供。
- 新しい融資取引のかたちを創造。「紙文書も不要」、「署名・押印も不要」に。契約手続きの**時間短縮**、融資先企業の**コスト削減**。改ざん等の観点からも**安全**。

(参考) 三井住友銀行、富士通HP

#### ファミリーマート（サービス提供：新日鉄住金ソリューションズ）

全国で年1,000店規模の積極出店にあたり、工事請負契約に関する業務効率向上等のため、電子契約を導入。

- 2015年11月時点では、ファミリーマートが継続的に直接発注する取引先約250社が電子契約へ移行。
- 契約書類作成などの**期間を3分の1に短縮**。

(参考) 新日鉄住金ソリューションズ資料

- このような中、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）において、行政内部の業務プロセスの見直し（BPR）や、行政 手続・民間取引IT化にあたっての3原則が掲げられた。

＜参考：一部抜粋＞

○【方針1】デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革

デジタル技術を徹底活用し、行政サービスそのものをデジタル前提で再設計することにより、利用者中心の行政サービス改革を推進する。（略）

また、サービス提供のフロント部分のみでなく、行政内部の業務プロセスを含めて一体的に見直す業務改革（BPR）を実施し続けることが必要となる。

○【方針1-1】サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進

業務改革の実施にあたっては、業務の実態を事実に基づいて一つ一つ徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上で、必要な改善策を検討して実行する。この際、サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスの業務や、書面による提出、対面原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ改革を実施する。

○行政手続・民間取引IT化にあたっての3原則

1. デジタルファースト原則：手続の電子化の徹底を前提としつつ、さらにデジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提としたサービス設計を行うことにより、原則として、個々の手続・サービスが一貫しデジタルで完結する。
2. コネクテッド・ワンストップ原則：民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも／1か所で実現する。
3. ワンスオンリー原則：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。



- あわせて、規制改革会議やIT総合戦略本部における議論では、デジタルファースト原則、ワンズオンリー原則に加えて、行政内部の業務改革（BPR）を実行することが掲げられている。

### 「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月規制改革推進会議行政手続部会とりまとめ）より

#### ○行政手続簡素化の3原則

1. 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）：電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。
2. 同じ情報は一度だけの原則（ワンズオンリー原則）：事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。
3. 書式・様式の統一：同じ目的又は同じ内容の申請・届出等は、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

### 「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン（「デジタルファースト・アクションプラン（仮称）」中間整理）」（平成29年3月IT総合戦略本部・規制制度改革ワーキングチームとりまとめ）より

#### ○（3）行政手続・民間取引IT化の今後の方向（一部抜粋）

- デジタル化を推進するにあたっては、マイナンバー制度、法人番号等のIT基盤を徹底的に活用すること。
- また、単に紙から電子に置き換えるのではなく、デジタル社会の到来を前提に、ユーザー中心のサービスデザイン思考の観点から、そもそもの手続の見直しと行政内部の業務改革（BPR）を併せて行うこと。

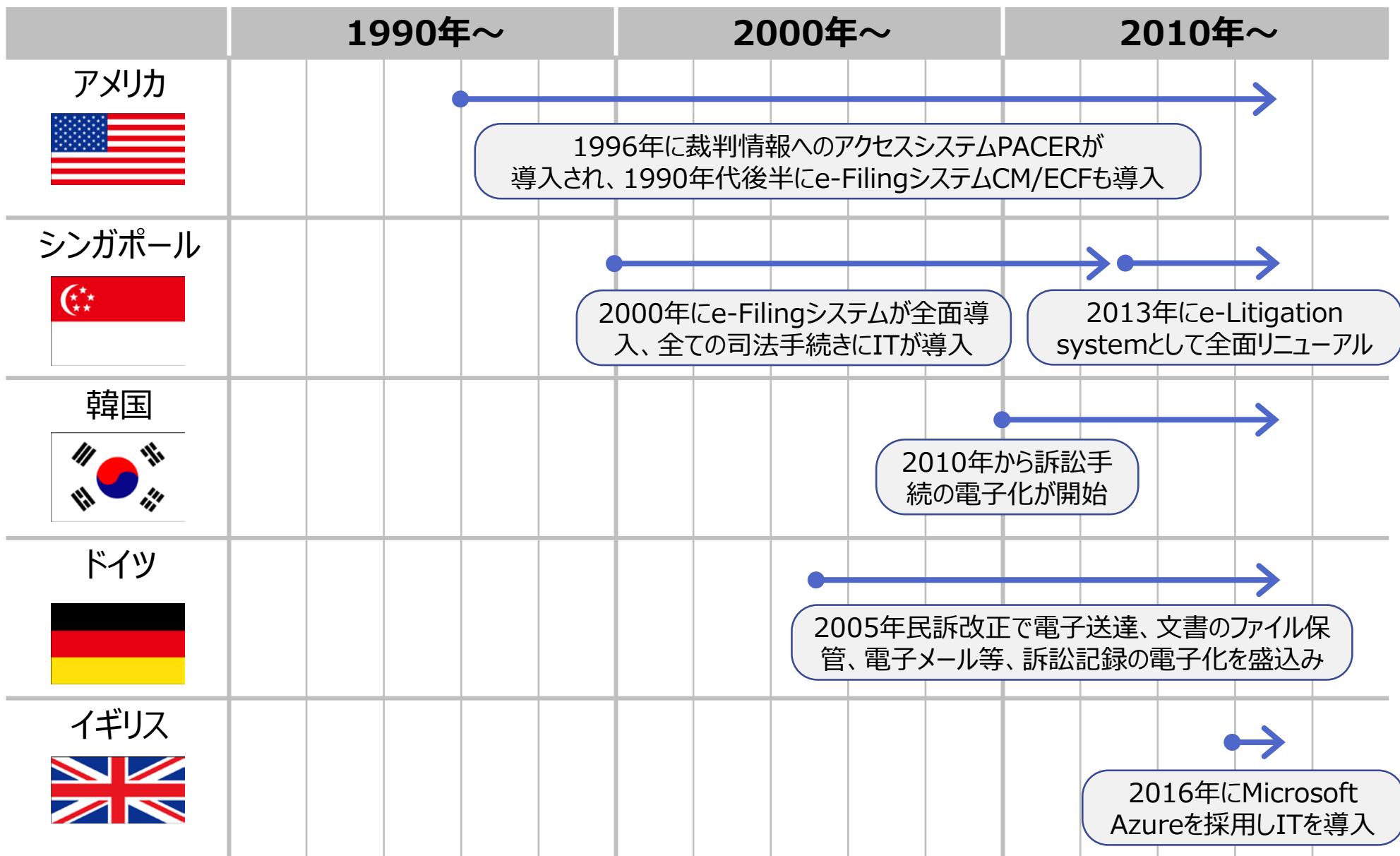
# 未来投資戦略 2017

Society 5.0の実現に向けた改革

- 迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。

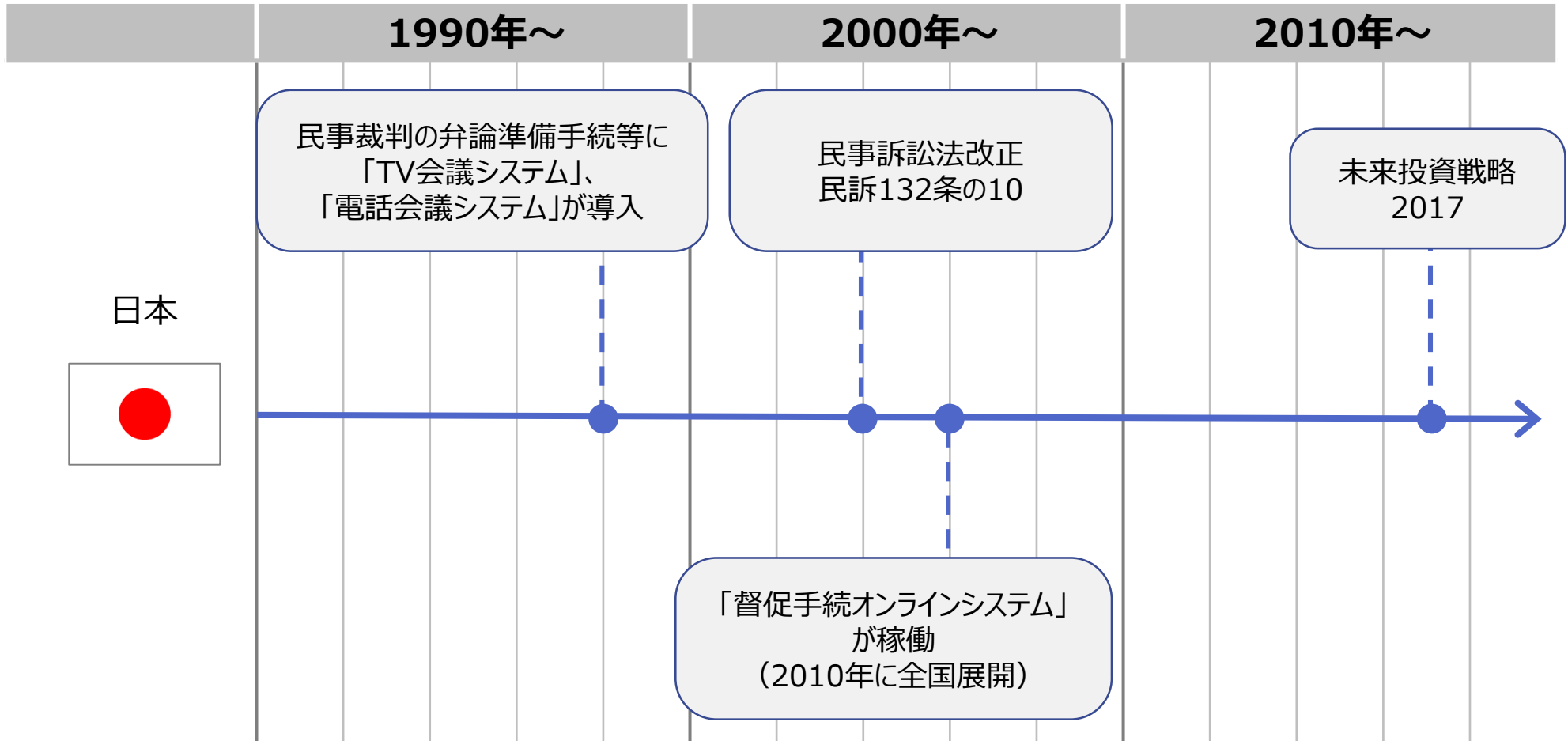
「未来投資戦略2017（具体的施策）」P112

# 主な諸外国の現状について



# 日本の現状について

- 2004年11月に司法制度改革推進本部が解散し10数年が経過。2004年にオンライン化の法律改正。札幌地裁において、民事訴訟における一部の申立て等についてオンライン申立てシステムを試行運用（2009年3月運用停止）。
- 督促手続オンラインシステム（2006年導入）



# 裁判手続のIT化の検討対象イメージ

## 1. 民事訴訟手続



## 2. 民事訴訟以外の手続



# IT化に関する裁判手続等フローの国際比較

項目	日本	諸外国でのIT化の例
(1)申立て等の電子化	裁判所オンライン申し立てシステム ※札幌地裁で試行<終了>	電子メールによる手続や、 webサイトにて情報共有手続がある
(2)期日日程の管理等、 手続進行管理のICT化	裁判所内のみ	Web上で日程・手続進行管理 裁判官を含む事件関係者が利用可
(3)電子決済手段による裁判 費用の納入	督促手続オンラインシステムで申し立て た支払督促申立てのみ手数料の電子 納付可、民事裁判手続における保管 金は一部を除き電子納付可能	クレカ、デビット 電子的手段による納付
(4)書面によらない電子化した 記録の作成・管理	書面 (督促手続オンラインシステムで申し立 てた事件は原則として電子的に管理)	記録・文書管理など裁判記録 全体を電子的に管理
(5)遠隔の口頭弁論期日等	証人尋問や争点整理手続でTV会議 システムが利用可	証人尋問以外で、裁判当事者と裁判所 がTV会議システムを利用
(6)裁判その他の電子的手段に よる送達	郵送及びファクシミリ	郵送、電子メール、Webページへの掲載
(7)強制執行のICT化	なし	強制執行の管理も電子化
(8)裁判記録の保存、再利用	紙管理	デジタルデータで記録（閲覧可）。上訴 の場合は事件データを上訴審へ送信